

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 ○ 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表一（第五条の二関係）		別表一（第五条の二関係）	
第一 有害動物	第一 有害動物	第一 有害動物	第一 有害動物
一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物	一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物	一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物	一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物
(一) 節足動物	(一) 節足動物	(一) 節足動物	(一) 節足動物
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>Anastrepha fraterculus</u> (ミナミアメリカシバンエ)	<u>Anastrepha fraterculus</u> (ミナミアメリカシバンエ)	<u>Anastrepha fraterculus</u> (ミナミアメリカシバンエ)	<u>Anastrepha fraterculus</u> (ミナミアメリカシバンエ)
<u>Anastrepha grandis</u>	<u>Anastrepha grandis</u>	[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>Bactericera cockerelli</u>	<u>Bactericera cockerelli</u>	<u>Bactericera cockerelli</u>	<u>Bactericera cockerelli</u>
<u>Bactericera nigricornis</u>	<u>Bactericera nigricornis</u>	[新設]	[新設]
<u>Bactericera trigonica</u>	<u>Bactericera trigonica</u>	[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]	[略]
[削N°]	[削N°]	<u>Thrips minutissimus</u>	<u>Thrips minutissimus</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>Trialeurodes ricini</u>	<u>Trialeurodes ricini</u>	<u>Trialeurodes ricini</u>	<u>Trialeurodes ricini</u>
<u>Trioxa apicalis</u>	<u>Trioxa apicalis</u>	[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]	[略]
(二) 線虫	(二) 線虫	(二) 線虫	(二) 線虫
<u>Anguina funesta</u>	<u>Anguina funesta</u>	<u>Anguina funesta</u>	<u>Anguina funesta</u>
<u>Aphelenchoides arachidis</u>	<u>Aphelenchoides arachidis</u>	[新設]	[新設]

<p><i>Ditylenchus africanus</i> [略]</p> <p><i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ) [略]</p> <p><i>Meloidogyne enterolobii</i> [略]</p>	<p>[新設] [略]</p> <p><i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ) [新設] [略]</p>
<p>(三) [略]</p>	<p>(三) [略]</p>
<p>二 [略]</p>	<p>二 [略]</p>
<p>第二 有害植物</p> <p>一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物</p>	<p>第二 有害植物</p> <p>一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物</p>
<p>(一) 真菌及び 粘菌</p> <p><i>Alternaria dianthicola</i> <i>Alternaria trititica</i> [略]</p> <p><i>Deuterophoma tracheiphila</i> <i>Didymella rabiei</i> [略]</p> <p><i>Rosellinia pepo</i> <i>Seiridium cardinale</i> <i>Septoria citri</i> <i>Sirococcus conigenus</i> [略]</p>	<p>(一) 真菌及び 粘菌</p> <p>[新設] <i>Alternaria trititica</i> [略]</p> <p><i>Deuterophoma tracheiphila</i> [新設] [略]</p> <p><i>Rosellinia pepo</i> [新設] <i>Septoria citri</i> [新設] [略]</p>

(二) 細菌	[略]	<u>Candidatus Liberibacter asiaticus (カンキツグ リーニング病菌アジア型)</u> <u>Candidatus Liberibacter solanacearum</u> [略] <u>Potato stolbur phytoplasma</u> <u>Pseudomonas syringae pv. actinidiae biovar3</u> [略]	(三) ウイルス (ウイロイ ドを含む。 )	[略]	[略]
	(四) [略]			[略]	
二 [略]					

別表一の二(第五条の四関係)

地 域	植 物	検疫有害動植物
一 インド、インド ネシア、カンボジ ア、シンガポール 、スリランカ、タ	アボカド、カシユ ーナツツ、カヤ・ イボレンシス、く だものどけい、げ	<u>Aleurocanthus woglumi</u> ( ミカンクロトゲコナジラ ミ)

(二) 細菌	[略]	<u>Candidatus Liberibacter asiaticus (カンキツグ リーニング病菌アジア型)</u> [新設] [略] <u>Potato stolbur phytoplasma</u> [新設] [略]	(三) ウイルス (ウイロイ ドを含む。 )	[略]	[略]
	(四) [略]			[略]	
二 [略]					

別表一の二(第五条の四関係)

地 域	植 物	検疫有害動植物
[新設]	[新設]	[新設]

イ、中華人民共和 国（香港を除く。 以下この表におい て同じ。）	、ネパ ール、パキスタン 、バングラデシュ 、フィリピン、ブ ータン、ベトナム 、香港、マレーシ ア、ミャンマー、 モルディブ、ラオ ス、アラブ首長国 連邦、イエメン、 イラン、オマーン 、ウガンダ、ケニ ア、ジンバブエ、 スワジランド、セ ーシェル、タンザ ニア、南アフリカ 共和国、アメリカ 合衆国（ハワイ諸 島を除く。以下こ の表において同じ 。）	、バミューダ 諸島、エクアドル 、エルサルバドル 、ガイアナ、グア	つけいじゆ、ココ やし、ごれんし、 ざくろ、サボジラ 、しようが、パパ イヤ、ばんじろう 、ブクスス・セン ペルウイレンス、 まるめろ、マンゴ ウ、れいし、くわ 属植物、ケストル ム属植物、げつき つ属植物、コーヒ ーノキ属植物、な し属植物、はこや なぎ属植物、バシ ヨウ属植物、ばら 属植物、ばんれい し属植物、ぶどう 属植物、ふよう属 植物、プルメリア 属植物、みかん属 植物及びユーゲニ ア属植物の生植物 （種子、果実及び 地下部を除く。）	であつて栽培の用 に供するもの
---	---	--	--	--------------------

<p>テマラ、コスタリ カ、コロンビア、 スリナム、ニカラ グア、西インド諸 島、パナマ、ブラ ジル、フランス領 ギアナ、ベネズエ ラ、ベリーズ、メ キシコ、オースト ラリア領クリスマ ス島、パプアニュー ギニア、ハワイ 諸島</p>	<p>二 インド、アラブ 首長国連邦、イエ メン、イスラエル 、イラク、イラン 、カタール、サウ ジアラビア、シリ ア、トルコ、ヨル ダン、アルバニア 、イタリヤ、英国 (グレート・ブリ テン及び北アイル ランドに限る。以 下この表において</p>
	<p>いんげんまめ、き だちたばこ、しま ほおずき、しろば なようしゆちよう せんあさがお、た ばこ、つのみちよ うせんあさがお、 とうがらし、トマ ト、くこ属植物及 びなす属植物の生 茎葉並びにトマト の生果実</p>
<p><i>Tuta absoluta</i> (トマトキ バガ)</p>	
	<p>〔新設〕</p>
	<p>〔新設〕</p>
	<p>〔新設〕</p>



<p>四 大韓民国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、ヨル</p>	<p>三 トルコ、オランダ、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、メキシコ</p>	<p>、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア</p>
<p>〔略〕</p>	<p>エリカ・キネレア、きくごぼう、キミクフガ・ラケモサ、てんさい、どいつあやめ、トマト、にんじん、ばれいしよ、ポテンテイラ・フルテイコサ、ヨーロッパしらかんば、ロニケラ・クシロステウム、かえで属植物及びこまくさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>〔略〕</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>二 大韓民国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、ヨル</p>	<p>一 トルコ、オランダ、ドイツ、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）アルゼンチン</p>	<p>きくごぼう、てんさい、にんじん及びばれいしよの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>

---

---

ダン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツ

---

---

---

---

ダン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）  
エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フィンランド、フ

---

---

<p>五 〔略〕</p>	<p>エゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、カーボヴェルデ、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージールランド、ハワイ諸島</p>
<p>ろはもみじ、おらんだいちご、きく</p>	<p>アスパラガス、い</p>
<p>〔略〕</p>	
<p>三 〔略〕</p>	<p>フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、カーボヴェルデ、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージールランド、ハワイ諸島</p>
<p>くごぼう、トマト</p>	<p>アスパラガス、お</p>
<p>〔略〕</p>	

<p>六  インド、アゼル バイジャン、アル メニア、ウクライ ナ、ウズベキスタ ン、英国、エスト ニア、オランダ、 カザフスタン、キ ルギス、ジョージ ア、タジキスタン 、トルクメニスタ ン、フィンランド 、ベラルーシ、モ ルドバ、ラトビア</p>	
<p>オープンティア・ト ルテイスピナ、オ プンティア・フラ ギリス、きゅうり 、すべりひゆ、と うがらし、トマト 、ばらもんじん、 ばれいしよ、ペポ かぼちや、マミラ リア・ビビパラ及 びふだんそう属植 物の生植物の地下 部であつて栽培の</p>	<p>ごぼう、きんぐさ り、てんさい、ト マト、にんじん、 ばれいしよ、ゆき げゆり、ようしゆ とりかぶと、ヨー ロッパしらかんば 、ロニケラ・クシ ロステウム及びこ まくさ属植物の生 植物の地下部であ つて栽培の用に供 し得るもの</p>
<p>〔略〕</p>	

<p>四  インド、アゼル バイジャン、アル メニア、ウクライ ナ、ウズベキスタ ン、英国、エスト ニア、オランダ、 カザフスタン、キ ルギス、グルジア 、タジキスタン、 トルクメニスタン 、フィンランド、 ベラルーシ、モル ドバ、ラトビア、</p>	
<p>オープンティア・ト ルテイスピナ、オ プンティア・フラ ギリス、トマト、 ばれいしよ、マミ ラリア・ビビパラ 及びふだんそう属 植物の生植物の地 下部であつて栽培 の用に供し得るも の</p>	<p>及びばれいしよの 生植物の地下部で あつて栽培の用に 供し得るもの</p>
<p>〔略〕</p>	

<p>、リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ</p>	<p>七 〔略〕</p>
<p>用に供し得るもの</p>	<p>アボカド、うこん、おくら、キルトス、スペルマ・シヤミツソニス、クプレッスス・マクロカルパ、ケロシヤ・ニテイダ、ココヤシ、さといも、さとうきび、しようが、しよくようかな、だいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしよ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい（さやのないう種子を除く。）</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>

<p>リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ</p>	<p>五 〔略〕</p>
<p>リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ</p>	<p>アボカド、うこん、おくら、ケロシヤ・ニテイダ、ココヤシ、さといも、さとうきび、しようが、しよくようかな、だいしよ、ちや、とうもろこし、ばれいしよ、びんろうじゆ、らつかせい（さやのないう種子を除く。）</p>
<p>〔略〕</p>	<p>アボカド、うこん、おくら、ケロシヤ・ニテイダ、ココヤシ、さといも、さとうきび、しようが、しよくようかな、だいしよ、ちや、とうもろこし、ばれいしよ、びんろうじゆ、らつかせい（さやのないう種子を除く。）</p>

八  スリランカ、タ イ、中華人民共和 国、ベトナム、ス イス、コートジボ ワール、セネガル 、ブルキナファソ 、マラウイ、南ア フリカ共和国、ア メリカ合衆国、グ アテマラ、コスタ リカ、西インド諸 島、ブラジル、ベ ネズエラ、メキシ コ	
アセロラ、アラビ アコーヒー、アン ゲロニア・アング スティフオリア、 エンテロロビウム ・コントルテイシ リクウム、オエケ クラデス・マクラ タ、カリスステモン ・ウイミナリス、 キヤツサバ、きゆ うり、くずうこん 、クレロデンドル ム・ウガンデンセ	属植物、カラテア 属植物、くずうこ ん属植物、コーヒ ーノキ属植物、こ しょう属植物、バ ショウ属植物、フ イロデンドロン属 植物及びふだんそ う属植物の生植物 の地下部であつて 栽培の用に供し得 るもの
Meloidogyne enterolobii	
[新設]	
[新設]	ロン属植物及びふ だんそう属植物の 生植物の地下部で あつて栽培の用に 供し得るもの
[新設]	

くろみぐわ、く  
わくさ、けぶかわ  
た、こせんだんぐ  
さ、さつまいも、  
しょうじょうそう  
、じよおうやし、  
しろこやまもも、  
すいか、せいよう  
きらんそう、ソラ  
ンドラ・マクシマ  
、たばこ、だんど  
ぼろぎく、テイボ  
ウキナ・エレガン  
ス、てりみのいぬ  
ほおずき、とうが  
らし、トマト、な  
す、なつめ、にし  
きじそ、にんじん  
、パウロウニア・  
エロンガタ、はな  
まき、ばらみつ、  
ばんじろう、ひめ  
のうぜんかずら、  
ペポかぼちや、み  
ばしろう及びユー  
フォルビア・プニ  
ケアの生植物の地  
下部であつて栽培

<p>九  インド、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、オーストリア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴ</p>	
<p>おふくかずら、おらんだいちご、オリーブ、せいよういとすぎ、せんにちこう、つた、とうぐわ、トマト、ひめいらくさ、ペチュニア、まるばたばこ、あかざ属植物、いちじく属植物、さくら属植物、とねりばはぜのき属植物、なす属植物、ばら属植物、ぶどう属植物、まつ属植物及びみかん属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>の用に供し得るもの</p>
<p>オオハリセンチュウ</p>	<p><i>Xiphinema index</i> (ブドウ)</p>
<p>[新設]</p>	
<p>[新設]</p>	
<p>[新設]</p>	

スラビア共和国、 マルタ、モルドバ、 モンテネグロ、 ルーマニア、アル ジェリア、カナリ ア諸島、南アフリ カ共和国、アメリ カ合衆国、アルゼ ンチン、チリ、ブ ラジル、ペルー、 オーストラリア	十  インド、台湾、 中華人民共和国、 アゼルバイジャン 、アルメニア、イ タリア、ウクライ ナ、ウズベキスタ ン、英国、エスト ニア、オランダ、 カザフスタン、キ ルギス、ジョージ ア、スロバキア、 タジキスタン、チ エコ、デンマーク 、ドイツ、トルク メニスタン、ハン
	[略]
	[略]

六  インド、台湾、 中華人民共和国（ 香港を除く。以下 この表において同 じ。）、アゼルバ イジャン、アルメ ニア、イタリア、 ウクライナ、ウズ ベキスタン、英国 、エストニア、オ ランダ、カザフス タン、キルギス、 グルジア、スロバ キア、タジキスタ ン、チェコ、デン	
	[略]
	[略]

十一 〔略〕	ガリ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島
十二 〔略〕	とさみずき、ノトリトカルプス・デシフロルス、ヒドランゲア・シマニアイ、アジアンタム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそう属
〔略〕	〔略〕

七 〔略〕	マーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島
八 〔略〕	とさみずき、ヒドランゲア・シマニアイ、アジアンタム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそう属植物、アルクトスタフィロス属植物、
〔略〕	〔略〕

---

---

植物、アルクトス  
タフィロス属植物  
、アルブツス属植  
物、いすのき属植  
物、いちい属植物  
、いわなんてん属  
植物、うめがさそ  
う属植物、うるし  
属植物、ウンベル  
ラリア属植物、エ  
リカ属植物、おが  
たまのき属植物、  
おしだ属植物、オ  
リーブ属植物、か  
えで属植物、かな  
めもち属植物、か  
ばのき属植物、が  
まずみ属植物、か  
や属植物、からま  
つ属植物、ガリア  
属植物、カルナ属  
植物、カルミア属  
植物、がんこうら  
ん属植物、きいち  
ご属植物、キスツ  
ス属植物、きづた  
属植物、きょうち  
くとう属植物、く

---

---

---

---

アルブツス属植物  
、いすのき属植物  
、いちい属植物、  
いわなんてん属植  
物、うめがさそう  
属植物、うるし属  
植物、ウンベルラ  
リア属植物、エリ  
カ属植物、おがた  
まのき属植物、お  
しだ属植物、オリ  
ーブ属植物、かえ  
で属植物、かなめ  
もち属植物、かば  
のき属植物、がま  
ずみ属植物、かや  
属植物、からまつ  
属植物、ガリア属  
植物、カルナ属植  
物、カルミア属植  
物、がんこうらん  
属植物、きいちご  
属植物、キスツス  
属植物、きづた属  
植物、きょうちく  
とう属植物、くす  
のき属植物、くま  
しで属植物、くり

---

---

---

---

すのき属植物、く  
ましで属植物、く  
り属植物、グリセ  
リーニア属植物、  
クレマテイス属植  
物、くろうめもど  
き属植物、くろば  
なろうばい属植物  
、ケアノツス属植  
物、ゲウイナ属植  
物、げっけいじゆ  
属植物、ケラトニ  
ア属植物、こなら  
属植物、さくら属  
植物、しい属植物  
、しおで属植物、  
しなのき属植物、  
しやりんとう属植  
物、シヨワジア属  
植物、しらたまの  
き属植物、シンフ  
オリカルポス属植  
物、すいかずら属  
植物、すぐり属植  
物、すのき(こけ  
もも)属植物、セ  
コイア属植物、ゼ  
ノビア属植物、つ

---

---

---

---

属植物、グリセリ  
ーニア属植物、ク  
レマテイス属植物  
、くろうめもどき  
属植物、くろばな  
ろうばい属植物、  
ケアノツス属植物  
、ゲウイナ属植物  
、げっけいじゆ属  
植物、ケラトニア  
属植物、こなら属  
植物、さくら属植  
物、しい属植物、  
しおで属植物、し  
なのき属植物、し  
やりんとう属植物  
、シヨワジア属植  
物、しらたまのき  
属植物、シンフォ  
リカルポス属植物  
、すいかずら属植  
物、すぐり属植物  
、すのき(こけも  
も)属植物、セコ  
イア属植物、ゼノ  
ビア属植物、つが  
属植物、つつじ属  
植物、つばき属植

---

---

---

---

が属植物、つつじ  
属植物、つばき属  
植物、つばめおも  
と属植物、つまと  
りそう属植物、て  
いかかずら属植物  
、とうひ属植物、  
とがさわら属植物  
、ときわさんざし  
属植物、ときわま  
んさく属植物、と  
ちのき属植物、と  
ねりこ属植物、と  
ねりばはぜのき属  
植物、とべら属植  
物、ドリミス属植  
物、なんきよくぶ  
な属植物、にしぎ  
ぎ属植物、にれ属  
植物、にわとこ属  
植物、はこやなぎ  
属植物、はしどい  
属植物、はしばみ  
属植物、はなずお  
う属植物、ばら属  
植物、パラクメリ  
ア属植物、パロッ  
ティア属植物、は

---

---

---

---

物、つばめおもと  
属植物、つまとり  
そう属植物、てい  
かかずら属植物、  
とうひ属植物、と  
がさわら属植物、  
ときわさんざし属  
植物、ときわまん  
さく属植物、とち  
のき属植物、とね  
りこ属植物、とね  
りばはぜのき属植  
物、とべら属植物  
、ドリミス属植物  
、なんきよくぶな  
属植物、にしぎ  
属植物、にれ属植  
物、にわとこ属植  
物、はこやなぎ属  
植物、はしどい属  
植物、はしばみ属  
植物、はなずおう  
属植物、ばら属植  
物、パラクメリア  
属植物、パロッテ  
ィア属植物、はん  
のき属植物、ばん  
れいし属植物、ひ

---

---

---

---

んのき属植物、ば  
んれいし属植物、  
ひいらぎなんてん  
属植物、ひのき属  
植物、ひめしやく  
なげ属植物、ひめ  
つばき属植物、フ  
イソカルプス属植  
物、フクシア属植  
物、ぶな属植物、  
ヘテロメレス属植  
物、まいづるそう  
属植物、まつ属植  
物、まてばしい属  
植物、まんさく属  
植物、みずき属植  
物、めぎ属植物、  
もくせい属植物、  
もくれん属植物、  
もくれんもどき属  
植物、もちのき属  
植物、もみ属植物  
、やなぎ属植物、  
やぶこうじ属植物  
、やぶにんじん属  
植物、ユーカリノ  
キ属植物、ゆずり  
は属植物、ゆりの

---

---

---

---

いらぎなんてん属  
植物、ひのき属植  
物、ひめしやくな  
げ属植物、ひめつ  
ばき属植物、フィ  
ソカルプス属植物  
、フクシア属植物  
、ぶな属植物、ヘ  
テロメレス属植物  
、まいづるそう属  
植物、まつ属植物  
、まてばしい属植  
物、まんさく属植  
物、みずき属植物  
、めぎ属植物、も  
くせい属植物、も  
くれん属植物、も  
くれんもどき属植  
物、もちのき属植  
物、もみ属植物、  
やなぎ属植物、や  
ぶこうじ属植物、  
やぶにんじん属植  
物、ユーカリノキ  
属植物、ゆずりは  
属植物、ゆりのき  
属植物、りんご属  
植物及びりんねそ

---

---

	十三 アメリカ合衆 国、カナダ、メキ シコ	十四 アメリカ合衆 国	十五 イエメン、イ スラエル、イラク 、シリア、トルコ 、レバノン、アル バニア、アルメニ ア、イタリア、キ
き属植物、りんご 属植物及びりんね そう属植物の生植 物（種子及び果実 を除く。）であつ て栽培の用に供す るもの	さくら属植物の生 植物（種子及び果 実を除く。）であ つて栽培の用に供 するもの	くり属植物及びこ なら属植物の生植 物（種子及び果実 を除く。）であつ て栽培の用に供す るもの	シトロフオーチュ ネラ・ミクロカル パ、エレモシトラ ス属植物、からた ち属植物、きんか ん属植物、セベリ
	<i>Apiosporina morbosa</i>	<i>Ceratocystis fagacearum</i> （ナラ類しおれ病菌）	<i>Deuterophoma tracheiphi</i> Ia

	[新設]	[新設]	[新設]
う属植物の生植物 （種子及び果実を 除く。）であつて 栽培の用に供する もの	[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]	[新設]

<p>ブロス、ギリシャ、ジョージア、フランス、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、リビア</p>	<p>十六 インド、パキスタン、イスラエル、トルコ、レバノン、アイルランド、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、セルビア、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、アルジェリア、南アフリカ共和国、リビア、アメリカ合衆国、カナダ</p>
<p>ニア属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>アエスクルス・カリフォルニカ、あかつゆ、アルクトスタフィロス・スタンプオーディアナ、いちじく、うんなんおうばい、オリーブ、かき、キツス・ヒポグラウカ、くさぼけ、グメリナ・ライヒハルデイ、こしよぼく、こぼのしなのき、こぶかえで、サリツクス・カプレア、サリツクス・ラシオレピス、しまとべら、シヨワジア・テルナタ、シンフォ</p>
<p><i>Eutypa lata</i></p>	
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	

、ブラジル、ベネ  
ズエラ、メキシコ  
、オーストラリア  
、ニュージール  
ド

リカルポス・オル  
ビクラツス、せい  
ようきづた、せい  
ようきようちくと  
う、せいようしで  
、せいようとねり  
こ、せいようにわ  
とこ、せいようは  
こやなぎ、せいよ  
うはしばみ、せい  
ようはるにれ、ソ  
ルブス・アリア、  
テレピンノキ、な  
し、なつぼだいじ  
ゆ、ピスタキア・  
レンテイスクス、  
ピスタシオノキ、  
ひろはかえで、び  
わ、ふさあかしあ  
、ペルしやぐるみ  
、ベルベリス・ダ  
ーウイニー、まる  
めろ、むらさきは  
しどい、もみじば  
すずかけのき、よ  
うしゆいぼた、ヨ  
ーロッパななかま  
ど、ヨーロッパぶ

<p>十七、インドネシア、台湾、中華人民共和国、フィリピン、ブータン、香</p>	
<p>からたち、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、きんかん属植物及び</p>	<p>な、ランタナ、レモン、ロニケラ・アルピゲナ、ロニケラ・クシロステウム、がまずみ属植物、ぎよりゆうめ属植物、くろうめもどき属植物、ケアノツス属植物、さこなら属植物、さくら属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、すぐり属植物、ばら属植物、ヒトツバエニシダ属植物、ぶどう属植物、みずき属植物及びりんご属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>
<p><i>Guignardia citricarpa</i></p>	
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	

<p>港、ロシア、ウガンダ、ガーナ、ケニア、ザンビア、ジンバブエ、スワジランド、ナイジェリア、ナミビア、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、アルゼンチン、キューバ、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、バヌアツ</p>	<p>十八 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、エジプト、カメルーン、スーダン、モロッコ、アメリカ合衆国、ガイアナ、キューバ、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、プエルトリコ、ベネズエラ、ペル</p>
<p>みかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>あかつゆ、アボカド、しろこやまもも、いちじく属植物、カリツサ属植物、きょうちくとう属植物、なし属植物、にれ属植物、まきばぶらしの属植物、みかんの属植物、もちのき属植物、ユーカリノキ属植物及びり</p>
<p><i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巢病菌)</p>	
<p>[新設]</p>	
<p>[新設]</p>	
<p>[新設]</p>	

<p>ラビア共和国、モ ドニア旧ユーゴス ツェゴビナ、マケ 、ボスニア・ヘル ルシーシ、ベルギ ブルガリア、ペラ ン、ハンガリー、 、トルクメニスタ キスタン、ドイツ 、セルビア、タジ イン、スロベニア ジョージア、スペ アチア、コソボ、 、キルギス、クロ スタン、ギリシャ ズベキスタン、エ ストニア、カザフ スタン、ギリシャ 、ウクライナ、ウ コ、アゼルバイジ ヤン、アルメニア 、ウクライナ、ウ ズベキスタン、エ ストニア、カザフ スタン、ギリシャ 、キルギス、クロ アチア、コソボ、 ジョージア、スペ イン、スロベニア 、セルビア、タジ キスタン、ドイツ 、トルクメニスタ ン、ハンガリー、 ブルガリア、ペラ ルシーシ、ベルギ 、ボスニア・ヘル ツェゴビナ、マケ ドニア旧ユーゴス ラビア共和国、モ</p>	<p>ワイ諸島 、メキシコ、ハ ン</p>	<p>いんげんまめ、さ さげ及びだいの 種子であつて栽培 の用に供するもの</p>	<p>んご属植物の生植 物（種子及び果実 を除く。）であつ て栽培の用に供す るもの</p>
	<p>〔略〕</p>		
<p>、モルドバ、モン ゴスラビア共和国 マケドニア旧ユー ヘルツェゴビナ、 ギー、ボスニア・ ベラルーシ、ベル 、ブルガリア、 スタン、ハンガリ イツ、トルクメニ ニア、セルビア、 タジキスタン、ド スタン、ハンガリ 、ブルガリア、 ベラルーシ、ベル ギー、ボスニア・ ヘルツェゴビナ、 マケドニア旧ユー ゴスラビア共和国 、モルドバ、モン</p>	<p>トルコ、アゼル バイジャン、アル メニア、ウクライ ナ、ウズベキスタ ン、エストニア、 カザフスタン、ギ リシャ、キルギス 、グルジア、クロ アチア、コソボ、 スペイン、スロベ ニア、セルビア、 タジキスタン、ド スタン、ハンガリ イツ、トルクメニ スタン、ハンガリ 、ブルガリア、 ベラルーシ、ベル ギー、ボスニア・ ヘルツェゴビナ、 マケドニア旧ユー ゴスラビア共和国 、モルドバ、モン</p>	<p>いんげんまめ及び だいの種子であ つて栽培の用に供 するもの</p>	<p>〔略〕</p>

二十 中華人民共和	「削る。」	ルドバ、モンテネ グロ、ラトビア、 リトアニア、ルー マニア、ロシア、 チュニジア、モー リシヤス、アメリ カ合衆国、カナダ 、コロンビア、ブ ラジル、ベネズエ ラ、メキシコ、オ ーストラリア
〔略〕	「削る。」	
〔略〕	「削る。」	
十一 中華人民共和	十 インド、タイ、 台湾、中華人民共 和国、イスラエル 、イタリヤ、トル コ、ギリシヤ、ハ ンガリー、ナイジ ェリア、南アフリ カ共和国、アメリ カ合衆国、コスタ リカ、ブラジル、 オーストラリア、 北マリアナ諸島、 グアム	テネグロ、ラトビ ア、リトアニア、 ルーマニア、ロシ ア、チュニジア、 モーリシヤス、ア メリカ合衆国、カ ナダ、コロンビア 、ブラジル、ベネ ズエラ、メキシコ 、オーストラリア
〔略〕	すいか、とうがん 及びメロンの種子 であつて栽培の用 に供するもの	
〔略〕	<i>Acidovorax avenae</i> subsp . <i>citrulli</i> (スイカ果実 汚斑細菌病菌)	

<p>二十二 中華人民共和國、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ、リ</p>	<p>二十一 アメリカ合衆国、カナダ</p>	<p>国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ガイアナ、コスタリカ、プエルトリコ、ペルー、ボリビア、メキシコ</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	
<p>十三 中華人民共和國、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ、リビ</p>	<p>十二 アメリカ合衆国</p>	<p>国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、ガイアナ、コスタリカ、プエルトリコ、ペルー、ボリビア、メキシコ</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	

<p>二十四 インド、中華人民共和国、パキスタン、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スイス</p>	<p>二十三 中華人民共和国、シリア、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ</p>	<p>ビア</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	

<p>十五 インド、中華人民共和国、パキスタン、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スイス、</p>	<p>十四 中華人民共和国、シリア、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ、オーストラリア</p>	<p>ア、オーストラリア</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	

<p>、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チエコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、エジプト、チュニジア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、チリ</p>	<p>「削る。」</p>	<p>「削る。」</p>
---	--------------	--------------

<p>スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チエコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、エジプト、チュニジア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、チリ</p>	<p>トマト及びばれいしよの種子であつて栽培の用に供するもの並びにトマト及びばれいしよ</p>	<p>Potato spindle tuber viroid (ジャガイモやせいもウイロイド)</p>
---	---	---

	「削る。」
	「削る。」
	「削る。」

ウクライナ、英 国、オーストリア 、オランダ、ギリ シャ、スロベニア 、チェコ、ドイツ 、フランス、ベラ ルシ、ベルギー 、ロシア、エジプ ト、ナイジェリア 、アメリカ合衆国 、コスタリカ、チ リ、ベネズエラ、 ペルー、ニュージ ーランド	十七 中華人民共和 国、シリア、アイ ルランド、イタリ ア、英国、オース トリア、オランダ 、キプロス、ギリ シャ、スイス、ス ウェーデン、スペ イン、チェコ、デ ンマーク、ドイツ 、ハンガリー、フ インランド、フラ ンス、ブルガリア
の生植物（種子及 び果実を除く。） であつて栽培の用 に供し得るもの	トマトの種子であ つて栽培の用に供 するもの並びにト マト、ばれいしょ 及びペピーノの生 植物（種子及び果 実を除く。）であ つて栽培の用に供 し得るもの
	<i>Pepino mosaic virus</i>





別表二（第九条関係）

地 域	一 イエメン、イスラエル、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	アキー、アボカド（付表第六十に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシユーナッツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ククミス・デイブサケウス、コツキニア・ミクロフイラ、コロロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、な	備考（対象とする検疫有害動植物）
		[略]	

別表二（第九条関係）

地 域	一 イエメン、イスラエル、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベ	アキー、アボカド（付表第六十に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシユーナッツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、な	備考（対象とする検疫有害動植物）
		[略]	もの

、マルタ、モンテ ネグロ、ロシア、 アフリカ、バミュー ーダ諸島、アルゼ ンチン、ウルグア イ、エクアドル、 エルサルバドル、 グアテマラ、コス タリカ、コロンビ ア、ニカラグア、 西インド諸島（キ ューバ、ドミニカ 共和国及びプエル トリコを除く。） 、パナマ、パラグ アイ、ブラジル、 ベネズエラ、ペル ー、ボリビア、ホ ンジュラス、オー ストラリア（タスマ ニアを除く。） 、ハワイ諸島	がうり、フェイジ ヨア、ポポー、マ メーリンゴ、りゆ うがん、れいし、 いちじく属植物、 いんげん属植物、 かき属植物（付表 第四十一に掲げる ものを除く。） 、カリッサ属植物、 くるみ属植物、く わ属植物、コッコ ロバ属植物、コー ヒーノキ属植物、 すぐり属植物、す のき（こけもも） 属植物、とけいそ う属植物、ドビ アリス属植物、な つめ属植物、にん めんし属植物、バ ショウ属植物（成 熟していないバナ ナの生果実を除く 。）、パイヤ属 植物（付表第一に 掲げるものを除く 。）、ばんじろう
---	--

ルギー、ボスニア ・ヘルツェゴビナ 、ポルトガル、マ ケドニア旧ユーゴ スラビア共和国、 マルタ、モンテネ グロ、アフリカ、 バミューダ諸島、 アルゼンチン、ウ ルグアイ、エクア ドル、エルサルバ ドル、グアテマラ 、コスタリカ、コ ロンビア、ニカラ グア、西インド諸 島（キューバ、ド ミニカ共和国及び プエルトリコを除 く。） 、パナマ、パラ グアイ、ブラジル 、ベネズエラ、ペ ルー、ボリビア 、ホンジュラス 、オーストラリア （タスマニアを除 く。） 、ハワイ諸島	物、かき属植物（ 付表第四十一に掲 げるものを除く。 ）、カリッサ属植 物、くるみ属植物 、くわ属植物、コ ッコロバ属植物、 コーヒーノキ属植 物、すぐり属植物 、すのき（こけも も）属植物、とけ いそう属植物、ド ビアリス属植物 、なつめ属植物、 にんめんし属植物 、バショウ属植物 （成熟していない バナナの生果実を 除く。） 、パイ ヤ属植物（付表第 一に掲げるものを 除く。） 、ばんじ ろう属植物、ばん のき属植物、ばん れいし属植物、ひ いらぎとらのお属 植物、びやくだん 属植物、ふくぎ属
---	--

属植物、ぼんのか  
 属植物、ぼんれい  
 し属植物、ひいら  
 ぎとらのお属植物  
 、びやくだん属植  
 物、ふくぎ属植物  
 、ぶどう属植物（  
 付表第三、第五十  
 四及び第五十九に  
 掲げるものを除く  
 。）、ふともも属  
 植物、マンゴウ属  
 植物（付表第二、  
 第三十六、第四十  
 三、第五十一及び  
 第五十三に掲げる  
 ものを除く。）、  
 もちのき属植物、  
 ももたまな属植物  
 、わた属植物、あ  
 かてつ科植物、さ  
 ぼてん科植物（付  
 表第三十五に掲げ  
 るものを除く。）、  
 なす科植物（付  
 表第三及び第四十  
 二に掲げるものを  
 除く。）、ばら科

植物、ぶどう属植  
 物（付表第三、第  
 五十四及び第五十  
 九に掲げるものを  
 除く。）、ふとも  
 も属植物、マンゴ  
 ウ属植物（付表第  
 二、第三十六、第  
 四十三、第五十一  
 及び第五十三に掲  
 げるものを除く。  
 ）、もちのき属植  
 物、ももたまな属  
 植物、わた属植物  
 、あかてつ科植物  
 、うり科植物（付  
 表第三及び第四十  
 二に掲げるものを  
 除く。）、さぼて  
 ん科植物（付表第  
 三十五に掲げるも  
 のを除く。）、な  
 す科植物（付表第  
 三及び第四十二に  
 掲げるものを除く  
 。）、ばら科植物  
 （付表第三及び第  
 三十一に掲げるも

	二 〔略〕
<p>植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五及び第五十六に掲げるものを除く。）の生果実</p>	<p>かんきつ類（付表第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、アセロラ、アボカド、あんず、いちじく、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、カシューナッツ、がじゅまる、グリコスミス・ペンタフィラ、くろつぐ、ごれんし、ざくろ、サラカヤシ、サントール、すもも、たい</p>
〔略〕	〔略〕

	二 〔略〕
<p>のを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五及び第五十六に掲げるものを除く。）の生果実</p>	<p>かんきつ類（付表第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、アセロラ、アボカド、あんず、いちじく、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、カシューナッツ、がじゅまる、グリコスミス・ペンタフィラ、くろつぐ、ごれんし、ざくろ、サントール、すもも、たいへいようぐる</p>
〔略〕	〔略〕

---

---

へいようぐるみ、  
テトラクトミア・  
マジユス、てりは  
ぼく、トマト、ト  
リファシア・トリ  
フォリア、なし、  
なつめやし、なん  
ようざくら、ねじ  
れふさまめのき、  
パイヤ（付表第  
一、第十一及び第  
十二に掲げるもの  
を除く。四の項に  
おいて同じ。）、  
パラミグニア・ア  
ンダマニカ、びわ  
、びんろうじゆ、  
ぶどう（付表第三  
十二に掲げるもの  
を除く。）、もも  
、ももたまな、や  
まもも、ランブー  
タン、りゆうがん  
、りんご、れいし  
（付表第十三及び  
第十四に掲げるも  
のを除く。）、わ

---

---

---

---

み、テトラクトミ  
ア・マジユス、て  
りはぼく、トマト  
、トリファシア・  
トリフォリア、な  
し、なつめやし、  
パイヤ（付表第  
一、第十一及び第  
十二に掲げるもの  
を除く。四の項に  
おいて同じ。）、  
パラミグニア・ア  
ンダマニカ、びわ  
、びんろうじゆ、  
ぶどう（付表第三  
十二に掲げるもの  
を除く。）、もも  
、ももたまな、や  
まもも、ランブー  
タン、りゆうがん  
、りんご、れいし  
（付表第十三及び  
第十四に掲げるも  
のを除く。）、わ  
んび、あかたねの  
き属植物、かき属  
植物、コーヒーノ

---

---

---

---

んび、あかたねの  
き属植物、かき属  
植物、コーヒーノ  
キ属植物、とうが  
らし属植物、とけ  
いそう属植物、な  
す属植物、なつめ  
属植物、にんめん  
し属植物、ばんじ  
ろう属植物、ばん  
のき属植物、ばん  
れいし属植物、ヒ  
ロセレウス属植物  
(付表第五十二及  
び第五十五に掲げ  
るものを除く。四  
の項において同じ  
。)、ふくぎ属植  
物(付表第四十に  
掲げるものを除く  
。)、ふともも属  
植物、マンゴウ属  
植物(付表第十五  
から第十七まで、  
第三十六、第四十  
八、第五十、第五  
十七及び第六十一

---

---

---

---

キ属植物、とうが  
らし属植物、とけ  
いそう属植物、な  
す属植物、なつめ  
属植物、にんめん  
し属植物、ばんじ  
ろう属植物、ばん  
のき属植物、ばん  
れいし属植物、ヒ  
ロセレウス属植物  
(付表第五十二及  
び第五十五に掲げ  
るものを除く。四  
の項において同じ  
。)、ふくぎ属植  
物(付表第四十に  
掲げるものを除く  
。)、ふともも属  
植物、マンゴウ属  
植物(付表第十五  
から第十七まで、  
第三十六、第四十  
八、第五十、第五  
十七及び第六十一  
に掲げるものを除  
く。四の項におい  
て同じ。)、ラン

---

---

<p>三〇五 「略」</p> <p>六 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パキスタン、バン格拉デシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、ガイアナ、グアテ</p>	
<p>「略」</p> <p>におおはまあさが お、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにキャッサバの生塊根等の地下部</p>	<p>に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、ランサ属植物、ロリア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>
<p>「略」</p>	<p>「略」</p>

<p>三〇五 「略」</p> <p>六 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パキスタン、バン格拉デシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、中南米、オーストラリア、パプアニューギニ</p>	
<p>「略」</p> <p>あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにキャッサバの生塊根等の地下部</p>	<p>サ属植物、ロリア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>
<p>「略」</p>	<p>「略」</p>

<p>九 中華人民共和国、イラク、イラン、トルコ、アゼル</p>	<p>八 [略]</p>	<p>七 中華人民共和国、アメリカ合衆国、ガイアナ、スリナム、西インド諸島、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>マラ、西インド諸島、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	

<p>九 中華人民共和国、イラク、イラン、トルコ、アゼル</p>	<p>八 [略]</p>	<p>七 中華人民共和国、アメリカ合衆国、中南米、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>ア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	

---

---

バイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケド

---

---

---

---

バイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、リトアニア、ルクセンブ

---

---

<p>十 インド、インド ネシア、スリラン カ、パキスタン、 フィリピン、イス ラエル、イラン、 トルコ、レバノン 、アイスランド、 アイルランド、ア ゼルバイジャン、 アルメニア、イタ リア、ウクライナ 、ウズベキスタン 、英国、エストニ ア、オーストリア 、オランダ、カザ フスタン、キプロ ス、ギリシャ、キ</p>	<p>ニア旧ユーゴスラ ビア共和国、モル ドバ、モンテネグ ロ、リトアニア、 ルクセンブルク、 ルーマニア、ロシ ア、アメリカ合衆 国、カナダ、メキ シコ</p>
<p>[略]</p>	
<p>[略]</p>	
<p>十 インド、インド ネシア、スリラン カ、パキスタン、 フィリピン、イス ラエル、イラン、 トルコ、レバノン 、アイスランド、 アイルランド、ア ゼルバイジャン、 アルメニア、イタ リア、ウクライナ 、ウズベキスタン 、英国、エストニ ア、オーストリア 、オランダ、カザ フスタン、キプロ ス、ギリシャ、キ</p>	<p>ルク、ルーマニア 、ロシア、アメリ カ合衆国、カナダ 、メキシコ</p>
<p>[略]</p>	
<p>[略]</p>	

---

---

ルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチ

---

---

---

---

ルギス、グルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサ

---

---

<p>十一 インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ジョージア、スイス、スウェーデン</p>	<p>ン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ペルー、ポーランド、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>
<p>[略]</p>	
<p>[略]</p>	
<p>十一 インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、スイス、スウェーデン</p>	<p>ルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ペルー、ポーランド、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>
<p>[略]</p>	
<p>[略]</p>	

ーデン、スペイン  
 、スロベニア、タ  
 ジキスタン、チェ  
 コ、デンマーク、  
 ドイツ、トルクメ  
 ニスタン、ノルウ  
 ェー、ハンガリー  
 、フランス、ブル  
 ガリア、ベラルー  
 シ、ベルギー、ボ  
 スニア・ヘルツェ  
 ゴビナ、ポーラン  
 ド、ポルトガル、  
 マルタ、モルドバ  
 、ラトビア、リト  
 アニア、ロシア、  
 カナリア諸島、ア  
 メリカ合衆国、カ  
 ナダ、エクアドル  
 、コスタリカ、コ  
 ロンビア、チリ、  
 パナマ、フォーク  
 ランド諸島、ベネ  
 ズエラ、ペルー、  
 ボリビア、ニュー  
 ーゼランド

ーデン、スペイン、  
 タジキスタン、チ  
 ェコ、デンマーク  
 、ドイツ、トルク  
 メニスタン、ノル  
 ウェー、ハンガリ  
 ー、フランス、ブ  
 ルガリア、ベラル  
 ーシ、ポーランド  
 、ポルトガル、マ  
 ルタ、モルドバ、  
 ラトビア、リトア  
 ニア、ロシア、カ  
 ナリア諸島、アメ  
 リカ合衆国、カナ  
 ダ、エクアドル、  
 コロンビア、チリ  
 、パナマ、フォーク  
 ランド諸島、ベ  
 ネズエラ、ペルー  
 、ボリビア、ニュー  
 ーゼランド

十二・十三 [略]	十四 イスラエル、トルコ、欧州（キプロスを除く。） 、シリア、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド	[略]	[略]	十五 [略]	十六 イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイerland、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クローチア、コソボ	かりん、せいようかりん、びわ、まるめろ、ロサ・カニナ、アロニア属植物、かなめもち属植物、クラタエゴメ、スピルス属植物、ざいふりぼく属植物、さんざし属植物、しやりんとう	[略]
-----------	---	-----	-----	--------	---	---	-----

十二・十三 [略]	十四 トルコ、欧州（キプロスを除く。） 、シリア、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド	[略]	[略]	十五 [略]	十六 イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイerland、アルバニア、アルメニア、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クローチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、ス	かりん、せいようかりん、びわ、まるめろ、アロニア属植物、かなめもち属植物、クラタエゴメスピルス属植物、ざいふりぼく属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、しやりんばい属植物、てん	[略]
-----------	---	-----	-----	--------	---	---	-----

、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ	植物、てんのうめ属植物、デイクトマンサス属植物、ときわさんざし属植物、ドキニア属植物、なし属植物、ななかまど属植物、ヘテロメレス属植物、ペラフィラム属植物、ぼけりんご属植物（付表第二十四、第二十五及び第三十一に掲げるものを除く。）の生植物（種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。）
--	--

ロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、アルジェリア、エジプト、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージージーランド	イコトマンサス属植物、ときわさんざし属植物、ドキニア属植物、なし属植物、ななかまど属植物、ヘテロメレス属植物、ペラフィラム属植物、ぼけりんご属植物（付表第二十四、第二十五及び第三十一に掲げるものを除く。）の生植物（種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。）
--	---

<p>、バミューダ諸島 、メキシコ、ニュ ージーランド</p>	<p>十七 インド、イン ドネシア、カンボ ジア、スリランカ 、タイ、台湾、中 華人民共和国、ネ パール、パキスタ ン、バングラデシ ユ、東ティモール 、フィリピン、ブ ータン、ベトナム 、マレーシア、ミ ヤンマー、ラオス 、イエメン、イラ ン、サウジアラビ ア、アフリカ、ア メリカ合衆国、ア メリカ領バージン 諸島、キューバ、 コスタリカ、ジャ マイカ、ドミニカ 、ドミニカ共和国 、ニカラグア、バ ルバドス、プエル</p>
	<p>〔略〕</p>
	<p>〔略〕</p>
<p>十七 インド、イン ドネシア、カンボ ジア、スリランカ 、タイ、台湾、中 華人民共和国、ネ パール、パキスタ ン、バングラデシ ユ、東ティモール 、フィリピン、ブ ータン、ベトナム 、マレーシア、ミ ヤンマー、ラオス 、イエメン、イラ ン、サウジアラビ ア、アフリカ、ア メリカ合衆国、ア メリカ領バージン 諸島、キューバ、 コスタリカ、ジャ マイカ、ドミニカ 共和国、ニカラグ ア、プエルトリコ 、ベリーズ、メキ</p>	<p>〔略〕</p>
	<p>〔略〕</p>
	<p>〔略〕</p>

トリコ、ベリーズ、メキシコ、ブラジル、パプアニューギニア		
付表 一・二 [略] 三 オランダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるおらんださいご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 四く四十一 [略] 四十二 ベルギーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 四十三く六十一 [略]		
地域 一 アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コ	植物 あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンポマネシア・キサン	基準 1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又
トカルパ、キウイ		

シコ、ブラジル、パプアニューギニア		
付表 一・二 [略] 三 オランダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるおらんださいご、きゆうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちや及びメロンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 四く四十一 [略] 四十二 ベルギーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるきゆうり及びトマトの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 四十三く六十一 [略]		
地域 [新設]	植物 [新設]	基準 [新設]

スタリカ、コロ ンビア、スリ ナム、トリ ニダード・ト バゴ、ニカラ グア、パナマ 、パラグアイ 、ブラジル、 フランス領ギ アナ、ベネズ エラ、ペレ ー、ペルー、 ボリビア、 ホンジュラス 、メキシコ	フルーツ、ク リソフィルム ・ゴノカル プム、ごれん し、さくらん ぼ、ぎくろ、 サポジラ、 ジジフス・ジ ョア、ゼイロ 、ズエラニア ・グイドニア 、せいようす もも、なし、 びわ、フェ イジョア、ぶ どう	は信ずる旨を記載した 検査証明書又はその写 しを添付してあるもの であること。
の付表第四十三、 第五十一及び第五 十三に掲げるもの を除く。)、もも 、ももたまな、 りんご、コー ヒーノキ属植 物、にんめ んし属植物、 ばんじろう属 植物、ばん れいし属植物、 ふともも属植 物、みかん属 植物(付	(付表第一に掲げ るものを除く。) 、まるきんかん、 マンゴウ(別表二 の付表第四十三、 第五十一及び第五 十三に掲げるもの を除く。)、もも 、ももたまな、 りんご、コー ヒーノキ属植 物、にんめ んし属植物、 ばんじろう属 植物、ばん れいし属植物、 ふともも属植 物、みかん属 植物(付	2   1の検査証明書又は その写しには、輸出 国の政府機関により定め られた作業計画に従い 、次のいずれかの措置 が行われ、かつ、 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)に侵されていないことの特記されていること。
		1 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)が發生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。
		2 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)が發生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。

	<p>二  アルゼンチン、 エクアドル、コロ ンビア、パナマ、 パラグアイ、ブラ ジル、ベネズエラ 、ペルー、ポリビ ア </p>
<p>表第二及び別表二 の付表第三十九に 掲げるものを除く 。及びユーゲニ ア属植物の生果実</p>	<p>すいか、ゆうがお 、かぼちや属植物 及びきゆうり属植 物の生果実</p>
<p><i>ha fraterculus</i> (ミ ナミアメリカミバエ )を殺虫するために 適切と認められる方 法による処理が行わ れること。</p>	<p>1  輸出国の政府機関に より発行され、かつ、 その検査の結果検疫有 害動植物が付着してい ないことを確かめ、又 は信ずる旨を記載した 検査証明書又はその写 しを添付してあるもの であること。</p> <p>2  1の検査証明書又は その写しには、輸出国 の政府機関により定め られた作業計画に従い 、次のいずれかの措置 が行われ、かつ、<i>Anas trepha grandis</i>に侵食 されていないことが特記 されていること。</p> <p>1- <i>Anastrepha grand is</i>が発生していない</p>
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	

	<p>三  エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ</p>
	<p>かき、カシューナッツ、くだものどけい、ざくろ、なし、フェイジョア、ふともも、マメーリンゴ、まるめろ、マンゴウ、もも、もんびん、ロコトとうがらし、カシミア属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれい属植物及びみかし属植物（ライム</p>
<p>状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>二  輸出国の政府機関が指定する処理施設 <i>Anastrepha grandis</i> を殺虫するため適切と認められる方法による処理が行われること。</p>	<p>1  輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2  1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anas</i></p>
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	

<p>四  エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア</p>	
<p>アセロラ、アーモンド、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すもも、なし、びわ、マヤナッツ、マンゴウ</p>	<p>及びレモンを除く。 の生果実</p>
<p>1  輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した</p>	<p><i>trepha Iudens</i> (メキシコシロシバエ) に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一  <i>Anastrepha Iudens</i> (メキシコシロシバエ) が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>二  輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anastrepha Iudens</i> (メキシコシロシバエ) を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p>
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	

、西インド諸島、 パナマ、パラグア イ、ブラジル、ベ ネズエラ、ペリー ズ、ペルー、ホン ジュラス、メキシ コ	（別表二の付表第 四十三、第五十一 及び第五十三に掲 げるものを除く。 ） 、あかてつ属植 物、かき属植物、 にんめんし属植物 、ばんじろう属植 物、ふともも属植 物及びユーゲニア 属植物の生果実	検査証明書又はその写 しを添付してあるもの であること。	2   1の検査証明書又は その写しには、輸出国 の政府機関により定め られた作業計画に従い 、次のいずれかの措置 が行われ、かつ、 <i>Anas</i> <i>trepha obliqua</i> (ニシ インドミバエ) に侵さ れていないことが特記 されていること。	1 <i>Anastrepha obliq</i> <i>ua</i> (ニシインドミバ エ) が発生していな い状態が維持されて いる地域として輸出 国の政府機関が指定 する地域において生 産されること。 2   輸出国の政府機関 が指定する処理施設 において <i>Anastrepha</i> <i>obliqua</i> (ニシイ ンドミバエ) を殺虫 するために適切と認
---	--	------------------------------------	--	---

	<p>五 アメリカ合衆国 (フロリダ州に限 る。)、西インド 諸島、フランス領 ギアナ</p>	<p>アキー、アセロラ 、かき、クリソバ ラヌス・イカコ、 ラヌス、サボジ ラ、ジャボチカバ ラ、すいしよがき 、すもも、ながき んかん、なし、び わ、マンゴウ、も も、ももたまな、 りんご、にんめん し属植物、ばんじ ろう属植物、ばん れいし属植物、ふ ともも属植物、み かん属植物(ライ ム及びレモンを除 く。)、及びユーゲ ニア属植物の生果 実</p>	<p>められる方法による 処理が行われること <sup>9)</sup></p> <p>1 輸出国の政府機関に より発行され、かつ、 その検査の結果検疫有 害動植物が付着してい ないことを確かめ、又 は信ずる旨を記載した 検査証明書又はその写 しを添付してあるもの であること。</p> <p>2 1の検査証明書又は その写しには、輸出国 の政府機関により定め られた作業計画に従い 、次のいずれかの措置 が行われ、かつ、<i>Anas trepha suspensa</i> (カ リブミバエ)に侵され ていないことが特記さ れていること。</p> <p>1 <i>Anastrepha suspe nsa</i> (カリブミバエ )が発生していない 状態が維持されてい る地域として輸出国</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p>
--	---	---	--

	<p>六  アメリカ合衆国 （ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。） カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド</p>
<p>アルファルファ、さつまいも、せいようひるがお、そらまめ、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、 においひば、はつかだいこん、ひまわり、レタス、くこ属植物、とうがらし属植物、なす属植物及びほおずき属植物の生茎葉及び生果実</p>	
<p>の政府機関が指定する地域において生産されること。 二  輸出国の政府機関が指定する処理施設におおつ、<i>Anastrepha suspensa</i>（カリブミバエ）を殺虫するため適切と認められる方法による処理が行われること。</p>	<p>1  輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2  1の検査証明書又はその写しには、<i>Bactericera cockerelli</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Ba</i></p>
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	

<p>七 インド、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。） 、ネパール、モンゴル、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウズベキスタン、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セ</p>	<p>エリシムム・ケイラントイデス、おらんだぜり、ぐんばいなずな、しろざ、しろばなようしゆちようせんあさがお、せいようとげあざみ、せいようのだいこん、せいようひるがお、たまねぎ、てんさい、なずな、にんじん、のぼろぎく、はつかだいこん、ぶたくさ、あぶらな属植物及びなす属植物の生茎葉及び生果実</p>	<p><i>ctericerca cockerelli</i> に侵されていなくこと (<i>Bactericerca cockerelli</i>) について消毒を行った場合は、その旨を含む。)が特記されていること。</p> <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Bactericerca nigricornis</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Bactericerca nigricornis</i>に侵されていなくこと (<i>Bactericerca nigricornis</i>) について消毒</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>

<p>ルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、モロッコ</p>	<p>八 イスラエル、イラン、トルコ、イタリヤ、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、チェコ、ポルトガル、マルタ、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島</p>
	<p>セロリー、ぶたぐさ及びにんじん属植物の生茎葉</p>
<p>毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Bactericera trigonica</i>を見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Ba</i></p>
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	

<p>九  インド、イスラ エル、イラン、サ ウジアラビア、ト ルコ、イタリヤ、 ウズベキスタン、 ギリシヤ、キルギ ス、スペイン、タ ジキスタン、トル クメニスタン、フ ランス、アルジェ リア、エジプト、 カナリア諸島、ス ーダン、チュニジ ア、ナミビア、南 アフリカ共和国、 モロッコ、リビア 、アメリカ合衆国 、カナダ、ジャマ イカ、プエルトリ</p>	<p>アトリプレックス ・ロセア、アルフ アルファ、えぞす ずしろもどき、エ ルカ・ウエシカリ ア、おらんだふう ろ、からたち、ギ リア・ミヌティフ ロラ、クリサンテ ムム・マクシムム 、こしながわはぎ 、サルソラ・ペス ティフエル、シシ ンブリウム・イリ オ、シトロフオー チュネラ・ミクロ カルパ、すべりひ ゆもどき、せいよ うわさび、だいこ</p>	<p>ctericerca trigonica に侵されていなく (Bactericerca trigon ica)について消毒を行 った場合は、その旨を 含む。)が特記されて いる)。</p> <p>1  輸出国の政府機関に より発行され、かつ、 その検査の結果検疫有 害動植物が付着してい ないことを確かめ、又 は信ずる旨を記載した 検査証明書又はその写 しを添付してあるもの であること。</p> <p>2  1の検査証明書又は その写しには、<i>Circul ifer tenellus</i> (テン サイヨコバイ)を発見 するために適切と認め られる方法による検査 が行われ、かつ、<i>Circ ulifer tenellus</i> (テ ンサイヨコバイ)に侵 されていないことが特</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>

コ、メキシコ、ハ  
ワイ諸島

ん、だいこんもど  
き、たまねぎ、テ  
イデストロミア・  
ラヌギノサ、とう  
がらし、トマト、  
にせからくさけま  
ん、にんじん、の  
はらがらし、はた  
ざおがらし、フナ  
ストルム・ヒルテ  
ルム、ペクテイス  
・パポツサ、ほう  
れんそう、やりの  
ほあかぎ、レピデ  
イウム・ラシオカ  
ルプム、あかぎ属  
植物、あぶらな属  
植物、あま属植物  
、アリツスム属植  
物、キスツス属植  
物、ぎよりゆう属  
植物、きんかん属  
植物、くこ属植物  
、ジゴフィルム属  
植物、シトロシ  
ラス属植物、せい  
ようふうちようそ

記されていること。

	<p>十 アメリカ合衆国 、カナダ、エルサ ルバドル、グアテ マラ、ニカラグア 、メキシコ、グア ム</p>
<p>う属植物、のうぜ んはれん属植物、 ばら属植物、ひや くにちそう属植物 、ひゆ属植物、ふ うろそう属植物、 ふだんそう属植物 、ペチュニア属植 物、マッテイオラ 属植物及びみかん 属植物の生茎葉</p>	<p>いんげんまめ、キ ノア、さつまいも 、すいか、だいが 、トマト、なす、 ばれいしよ、らつ かせい、かぼちや 属植物及びきゆう り属植物の生植物 (種子及び果実を 除く。)であつて 栽培の用に供する もの</p>
<p>1 輸出国の政府機関に より発行され、かつ、 その検査の結果検疫有 害動植物が付着してい ないことを確かめ、又 は信ずる旨を記載した 検査証明書又はその写 しを添付してあるもの であること。</p>	<p>2 1の検査証明書又は その写しには、<i>Diabro tica undecimpunctata</i> (ジュウイチホシウリ ハムシ)を発見するた めに適切と認められる</p>
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	

<p>十一 南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>アルファルファ、おらんだいちご、さつまいも、ばれいしよ、ムクナ・プルリエンス、もも、らつかせい、さいちご属植物、しやじくそう属植物、ぶどう属植物及びやなぎ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>方法による検査が行われ、かつ、<i>Diabrotica undecimpunctata</i>（ジユウイチホシウリハムシ）に侵されていないことが特記されていること。</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Naupactus leucoloma</i>（シロヘリクチブトゾウムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Naupactus leucoloma</i>（シロヘリクチブトゾウムシ）に侵され</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>〔新設〕</p>		

<p>十二 アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、マケドニア旧</p>	<p>おおみのつるこけもも、せいようはつか、ひまわり、べいまつ、ヨーロッパきいちご、いちい属植物、おらんだいちご属植物、からまつ属植物、くろべ属植物、つが属植物、とうひ属植物、にしきぎ属植物、はしばみ属植物、ふだんそう属植物、まつ属植物及びもみ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>ていがないことが特記されているハト。</p> <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Otiornynchus ovatus</i>（イチゴクチブトウムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Otiornynchus ovatus</i>（イチゴクチブトウムシ）に侵されていないことが特記されていること。</p>
<p>「新設」</p>	<p>「新設」</p>	<p>「新設」</p>

<p>ユーゴスラビア共 和国、モルドバ、 モンテネグロ、ラ トビア、リトアニ ア、ルクセンブル ク、ルーマニア、 ロシア、アメリカ 合衆国、カナダ、 ニュージーランド</p>	<p>十三 イラン、トル コ、アイルランド 、アルバニア、ア ンドラ、イタリア 、ウクライナ、ウ ズベキスタン、英 国、エストニア、 オーストリア、オ ランダ、カザフス タン、ギリシャ、 クロアチア、スイ ス、スウェーデン 、スペイン、スロ バキア、スロベニ ア、セルビア、タ ジキスタン、チェ コ、デンマーク、</p>
	<p>これ属植物の木材</p>
<p>1  輸出国の政府機関に より発行され、かつ、 その検査の結果検疫有 害動植物が付着してい ないことを確かめ、又 は信ずる旨を記載した 検査証明書又はその写 しを添付してあるもの であること。</p>	<p>2  1の検査証明書又は その写しには、<i>Scolytus multistriatus</i> (セ スジキクイムシ) を発 見するために適切と認 められる方法による検 査が行われ、かつ、<i>Scolytus multistriatus</i></p>
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	

<p>十四 インド、イラン、トルコ、アイランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、インド</p>	<p>ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>
<p>これに属植物の木材</p>	
<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した</p>	<p>(セスジキクイムシ)に侵されていないこと (Scolytus multistriatus) (セスジキクイムシ) については消毒を行った場合は、その旨を含む。) が特記されていること。</p>
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	
<p>〔新設〕</p>	

<p>タリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モナコ、モルドバ、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア</p>		<p>検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2   1の検査証明書又はその写しには、<i>Scolytus scolytus</i> (ヨーロッパノキクイムシ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Scolytus scolytus</i> (ヨーロッパノキクイムシ) に侵されていないこと (<i>Scolytus scolytus</i> (ヨーロッパノキクイムシ) については消毒を行った場合は、その旨を含む。) が特記されていること。</p>
<p>十五   モンゴル、イタリア、ウクライ</p>	<p>イノンド、おらんだぜり、クミン、</p>	<p>1   輸出国の政府機関により発行され、かつ、</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>

<p>十六  アイルランド 、英国、ニュージ ーランド</p>	<p>ナ、英国、オース トリア、スイス、 スウェーデン、ス ペイン、チェコ、 デンマーク、ドイ ツ、ノルウェー、 フィンランド、フ ランス、ベラルー シ、ポーランド、 ラトビア、ロシア</p>	<p>コエンドロ、セロ リー、にんじん及 びひめういきよう の生茎葉</p>	<p>その検査の結果検査有 害動植物が付着してい ないことを確かめ、又 は信ずる旨を記載した 検査証明書又はその写 しを添付してあるもの であること。</p> <p>2  1の検査証明書又は その写しには、<i>Trioz a apicalis</i>を発見する ために適切と認められ る方法による検査が行 われ、かつ、<i>Trioz a picalis</i>に侵されてい ないこと (<i>Trioz a apicalis</i>について消毒を 行った場合は、その旨 を含む。) が特記され ていること。</p>
<p>一  アイルランド、 英国 (グレート・ ブリテン及び北ア イルランドに限る 。以下この表にお いて同じ。) 、ニ ュージーランド</p>	<p>一  アイルランド、 英国 (グレート・ ブリテン及び北ア イルランドに限る 。以下この表にお いて同じ。) 、ニ ュージーランド</p>	<p>一  アイルランド、 英国 (グレート・ ブリテン及び北ア イルランドに限る 。以下この表にお いて同じ。) 、ニ ュージーランド</p>	<p>一  アイルランド、 英国 (グレート・ ブリテン及び北ア イルランドに限る 。以下この表にお いて同じ。) 、ニ ュージーランド</p>

<p>十七 アイランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、リトアニア、アメリカ合衆国、カナダ</p>	<p>とさみずき、ノトリトカルプス・デシフロルス、ヒドラングア・シーマニアイ、アジアスタム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそう属植物、アルクトスタフィロス属植物、アルブツス属植物、いすのき属植物、いちい属植物、いわなんてん属植物、うめがさそう属植物、うるし属植物、ウンベルラリア属植物、エリカ属植物、おがたまのき属植物、おしだ属植物、オリブ属植物、かねもち属植物、かばのき属植物、がまみ属植物、かや属植物、からま</p>
--	--

[略]

<p>二 アイランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、リトアニア、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナダ</p>	<p>とさみずき、ヒドラングア・シーマニアイ、アジアスタム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそう属植物、アルクトスタフィロス属植物、アルブツス属植物、いすのき属植物、いちい属植物、いわなんてん属植物、うめがさそう属植物、うるし属植物、ウンベルラリア属植物、エリカ属植物、おがたまのき属植物、おしだ属植物、オリブ属植物、かねもち属植物、かばのき属植物、がまみ属植物、かや属植物、からまつ属植物、ガリア属植物、カルナ属植物</p>
--	--

[略]

---

---

つ属植物、ガリア  
属植物、カルナ属  
植物、カルミア属  
植物、がんこうら  
ん属植物、きいち  
ご属植物、キスツ  
ス属植物、きづた  
属植物、きようち  
くとう属植物、く  
すのき属植物、く  
ましで属植物、く  
り属植物、グリセ  
リーニア属植物、  
クレマティス属植  
物、くろうめもど  
き属植物、くろば  
なろうばい属植物  
、ケアノツス属植  
物、ゲウイナ属植  
物、げつけいじゆ  
属植物、ケラトニ  
ア属植物、こなら  
属植物、さくら属  
植物、しい属植物  
、しおで属植物、  
しなのき属植物、  
しやりんとう属植  
物、シヨワジア属

---

---

---

---

物、カルミア属植  
物、がんこうらん  
属植物、きいちご  
属植物、キスツス  
属植物、きづた属  
植物、きようちく  
とう属植物、くす  
のき属植物、くま  
しで属植物、くり  
属植物、グリセリ  
ーニア属植物、ク  
レマティス属植物  
、くろうめもどき  
属植物、くろばな  
ろうばい属植物、  
ケアノツス属植物  
、ゲウイナ属植物  
、げつけいじゆ属  
植物、ケラトニア  
属植物、こなら属  
植物、さくら属植  
物、しい属植物、  
しおで属植物、し  
なのき属植物、し  
やりんとう属植物  
、シヨワジア属植  
物、しらたまのき  
属植物、シンフォ

---

---

---

---

植物、しらたまの  
き属植物、シンフ  
オリカルポス属植  
物、すいかずら属  
植物、すぐり属植  
物、すのき(こけ  
もも)属植物、セ  
コイア属植物、ゼ  
ノビア属植物、つ  
が属植物、つつじ  
属植物、つばき属  
植物、つばめおも  
と属植物、つまと  
りそう属植物、て  
いかかずら属植物  
、とうひ属植物、  
とがさわら属植物  
、ときわさんざし  
属植物、ときわま  
んさく属植物、と  
ちのき属植物、と  
ねりこ属植物、と  
ねりばはぜのき属  
植物、とべら属植  
物、ドリミス属植  
物、なんきよくぶ  
な属植物、にしき  
ぎ属植物、にれ属

---

---

---

---

リカルポス属植物  
、すいかずら属植  
物、すぐり属植物  
、すのき(こけも  
も)属植物、セコ  
イア属植物、ゼノ  
ビア属植物、つが  
属植物、つつじ属  
植物、つばき属植  
物、つばめおもと  
属植物、つまとり  
そう属植物、てい  
かかずら属植物、  
とうひ属植物、と  
がさわら属植物、  
ときわさんざし属  
植物、ときわまん  
さく属植物、とち  
のき属植物、とね  
りこ属植物、とね  
りばはぜのき属植  
物、とべら属植物  
、ドリミス属植物  
、なんきよくぶな  
属植物、にしきぎ  
属植物、にれ属植  
物、にわとこ属植  
物、はこやなぎ属

---

---

---

---

植物、にわとこ属  
植物、はこやなぎ  
属植物、はしどい  
属植物、はしばみ  
属植物、はなずお  
う属植物、ばら属  
植物、パラクメリ  
ア属植物、パロッ  
ティア属植物、は  
んのき属植物、ば  
んれいし属植物、  
ひいらぎなんてん  
属植物、ひのき属  
植物、ひめしやく  
なげ属植物、ひめ  
つばき属植物、フ  
イソカルプス属植  
物、フクシア属植  
物、ぶな属植物、  
ヘテロメレス属植  
物、まいづるそう  
属植物、まつ属植  
物、まてばしい属  
植物、まんさく属  
植物、みずき属植  
物、めぐ属植物、  
もくせい属植物、  
もくれん属植物、  
もくれん属植物、

---

---

---

---

植物、はしどい属  
植物、はしばみ属  
植物、はなずおう  
属植物、ばら属植  
物、パラクメリア  
属植物、パロッテ  
ィア属植物、はん  
のき属植物、ばん  
れいし属植物、ひ  
いらぎなんてん属  
植物、ひのき属植  
物、ひめしやくな  
げ属植物、ひめつ  
ばき属植物、フィ  
ソカルプス属植物  
、フクシア属植物  
、ぶな属植物、ヘ  
テロメレス属植物  
、まいづるそう属  
植物、まつ属植物  
、まてばしい属植  
物、まんさく属植  
物、みずき属植物  
、めぐ属植物、も  
くせい属植物、も  
くれん属植物、も  
くれんもどき属植  
物、もちのき属植

---

---

十八 イラン、トル	
ゼルコウア・カル	<p>もくれんもどき属植物、もちのき属植物、もみ属植物、やなぎ属植物、やぶこうじ属植物、やぶにんじん属植物、ユーカリノキ属植物、ゆずりは属植物、ゆりのき属植物、りんご属植物及びりんねそう属植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物の他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの</p>
1 輸出国の政府機関に	
〔新設〕	
〔新設〕	<p>物、もみ属植物、やなぎ属植物、やぶこうじ属植物、やぶにんじん属植物、ユーカリノキ属植物、ゆずりは属植物、ゆりのき属植物、りんご属植物及びりんねそう属植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物の他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの</p>
〔新設〕	

<p>コ、アイルランド、アルバニア、イタリア、ウクライナ、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、ロシア</p>	<p>ピニフォリア及びこれ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）及び木材</p>
<p>十九 インド、インドネシア、タイ、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリ</p>	<p>きゅうり、すいか、せいようかぼちや、とうがん、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン及びゆうがおの種子であつて栽培</p>
<p>2   その写しには、<i>Ophios toma novo-ulmi</i> subsp . <i>novo-ulmi</i> を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Ophios toma novo-ulmi</i> subsp . <i>novo-ulmi</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>1   輸出の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写</p>
<p>「新設」</p>	<p>「新設」</p>
<p>「新設」</p>	<p>「新設」</p>
<p>「新設」</p>	<p>「新設」</p>

<p>1、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム</p>	<p>の用に供するもの</p>	<p>しを添付してあるものであること。</p> <p>2   1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われなければならない。  <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌) に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>1   1   輸出の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していること。</p> <p>2   2   核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。</p>
<p>20   スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、</p>	<p>おおぶどうほおずき、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずき</p>	<p>1   輸出の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していること。</p>
<p>「新設」</p>	<p>「新設」</p>	<p>「新設」</p>

<p>ランス、カナリア、諸島、モロッコ、アメリカ合衆国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>セロリー、ソラヌム・エラエアグ、ニフォリウム、ソラヌム・ドウルカマラ、たばこ、とうがらし、トマト、ながばくこ、なす、にんじん及びばれいしよの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>ないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2   1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>
<p>二十一 大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリヤ、ギリシヤ、スペイン、スロベニア、フランス、ポルトガル、チリ、ニュージーランド</p>	<p>キウイフルーツ、さるなし及びみやままたたびの生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1   輸出の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2   1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ</p>
		<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

		<p> <u>カビ Pseudomonas s</u>  <u>yringae pv. actinidia</u>  <u>e biovar<sup>3</sup>に侵やれな</u>  <u>ないことが特記され</u>  <u>ている。</u> </p> <p> <u>一 花粉については、</u>  <u>輸出国の政府機関が</u>  <u>指定するPseudomonas</u>  <u>syringae pv. actin</u>  <u>idiae biovar<sup>3</sup>が発生</u>  <u>していない生産園地</u>  <u>において生産され、</u>  <u>かつ、核酸の塩基配</u>  <u>列を検出するために</u>  <u>適切と認められる方</u>  <u>法による検査が行わ</u>  <u>れること。</u> </p> <p> <u>二 花粉以外の生植物</u>  <u>については Pseudom</u>  <u>onas syringae pv. a</u>  <u>ctinidiae biovar<sup>3</sup>が</u>  <u>発生していない状態</u>  <u>が維持されている地</u>  <u>域として輸出国の政</u>  <u>府機関が指定する地</u>  <u>域において生産され</u>  <u>ている。</u> </p>

<p>二十二 パキスタン、マレーシア、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、キプロス、スペイン、フランス、アルジェリア、エジプト、スーダン、ソマリア、チュニジア、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、ベネズエラ、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>ごま、せいようわさび、セロリー、にちにちそう、にんじん、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>二十三 台湾、イラン、トルコ、イタリア、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル</p>	<p>アエスクルス・ヒブリダ、アボカド、あめりかすずかけのき、あめりかはなすおう、あめりかむらさきしき</p>
<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Spirorasma citri</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した</p>		
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>		
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>		
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>		

、コスタリカ、パ  
ラグアイ、ブラジ  
ル、ベネズエラ、  
メキシコ

ぶ、あめりかやま  
ぼうし、アルテミ  
シア・ダグラシア  
ナ、アルヌス・ロ  
ンビフオリア、ア  
ンペロプシス・ア  
ルボレア、いちじ  
く、いちよう、い  
わだれそう、ウエ  
ストリンギア・フ  
ルテイコサ、エウ  
カリプツス・カマ  
ルドウレンシス、  
エウカリプツス・  
グロブルス、エン  
ケリア・フアリノ  
サ、おとめふうろ  
、オリガナム・マ  
ヨラナ、オリーブ  
、カマエクリスタ  
・フアスキクラタ  
、からたち、かり  
ふおるにあすずか  
けのき、ゲニスタ  
・モンスペッスラ  
ーナ、ケルキス・  
オッキデンタリス

検査証明書又はその写  
しを添付してあるもの  
であること。

2 | 1の検査証明書又は  
その写しには、適切な  
血清学的診断法又は核  
酸の塩基配列を検出す  
るために適切と認めら  
れる方法による検査が  
行われ、かつ、*Xylella*  
*a fastidiosa*に侵され  
ていないことが特記さ  
れていること。

、こしようぼく、  
こせんだんぐき、  
コプロスマ・レペ  
ンス、サルウイア  
・アピアナ、サル  
ウイア・メツリフ  
エラ、さるすべり  
、ジャカラランダ・  
ミモシフオリア、  
すいかずら、せい  
ようきづた、せい  
ようきようちくと  
う、ソリダゴ・フ  
イスツローサ、た  
いさんぼく、つる  
うめもどき、テー  
ダまつ、とうぐわ  
、なんてん、にち  
にちそう、はいき  
んぼうげ、バージ  
ニアづた、ピスタ  
シオノキ、びろう  
どとねりこ、ぶな  
、ペカン、ヘテロ  
メレス・アルブテ  
イフオリア、ホホ  
バ、ポリガラ・ミ  
ルティフオリア、



<p>二十四 インド、中華人民共和国、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、マルタ、ロシア、エジプト、ガーナ、ナイジェリア、アメリカ</p>	
<p>ス属植物、ぶどう属植物、みかん属植物、やなぎ属植物及びわすれぐさ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>とうがらし、トマト、ばれいしよ及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにアボカド、しまほおずき、ストレプトソレン・ジェイムソニア、ソラヌム・ラントネットイー、たまさんご、つるはななす、とうがらし、トマト、ばれいしよ、ペピーノ、カリブラコア属植物、ケストル</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>三 インド、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）</p>	
<p>、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ロシア、エジプト、ナイジェリア、アメリカ</p>	<p>ペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにアボカド、しまほおずき、ストレプトソレン・ジェイムソニア、ソラヌム・ラントネットイー、タマサンゴ、つるはななす、とうがらし、ペピーノ、カリブラコア属植物、ケストル属植物、ダリア属植物、ブルグマンシア属植物及びペチュ</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

<p>リカ合衆国、コス タリカ、チリ、ド ミニカ共和国、ベ ネズエラ、ペルー 、オーストラリア 、ニュージーラン ド</p>	<p>ム属植物、ダリア 属植物、ブルグマ ベンシア属植物及び ペチュニア属植物 の生植物（種子及 び果実を除く。） であつて栽培の用 に供し得るもの</p>	<p>〔略〕</p>
<p>二十五 中華人民共 和国、シリア、ア イルランド、イタ リア、英国、オー ストリア、オラン ダ、キプロス、ギ リシャ、スイス、 スウェーデン、ス ペイン、チェコ、 デンマーク、ドイ ツ、ハンガリー、 フィンランド、フ ランス、ブルガリ ア、ベルギー、ポ ーランド、リトア ニア、カナリア諸 島、南アフリカ共 和国、アメリカ合</p>	<p>トマトの種子であ つて栽培の用に供 するもの並びにあ らげしゆんぎく、 いぬほおずき、エ キウム・クレテイ クム、エキウム・ フミレ、きだちた ばこ、けちようせ んあさがお、ケノ ポデイウム・ムラ レ、コニザ・アル ビダ、シシンブリ ウム・イリオ、タ ラクサクム・ウル ガレ、デイプロタ クシス・エルコイ デス、トマト、バ</p>	<p>〔略〕</p>
<p>四 中華人民共和國 、シリア、アイル ランド、イタリア 、英国、オースト リア、オランダ、 キプロス、ギリシ ヤ、スイス、スウ エーデン、スペイ ン、チェコ、デン マーク、ドイツ、 ハンガリー、フィ ンランド、フラン ス、ブルガリア、 ベルギー、ポーラ ンド、南アフリカ 共和国、アメリカ 合衆国、カナダ、 エクアドル、チリ</p>	<p>ニア属植物の生植 物（種子及び果実 を除く。）であつ て栽培の用に供し 得るもの</p>	<p>〔略〕</p>
<p>あらげしゆんぎく 、いぬほおずき、 エキウム・クレテ イクム、エキウム ・フミレ、きだち たばこ、けちよう せんあさがお、ケ ノポデイウム・ム ラレ、コニザ・ア ルビダ、シシンブ リウム・イリオ、 タラクサクム・ウ ルガレ、デイプロ タクシス・エルコ イデス、パツシア ・スコパリア、ピ プタテルム・ムル ティフロルム、ひ</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>

<p>二十六 イタリア、英国、デンマーク、ドイツ、フランス</p>	<p>衆国、カナダ、エ クアドル、チリ、 ペルー、メキシコ</p>
<p>トマトの種子であ つて栽培の用に供 するもの並びにグ</p>	<p>ア、ばれいしよ、 ピプタテルム・ム ルテイフロルム、 ひろはひるがお、 ペピーノ、ほんき んせんか、モリカ ンディア・アルウ エンシス、ようし ゆきだちるりそう 、おおぼこ属植物 、オノポルドウム 属植物、ぎしぎし 属植物、コロノプ ス属植物、せいよ うひるがお属植物 、ぜにあおい属植 物、のげし属植物 及びひゆ属植物の 生植物（種子及び 果実を除く。）で あつて栽培の用に 供し得るもの</p>
<p>〔略〕</p>	
<p>五  イタリア、英国 、デンマーク、ド イツ、フランス、</p>	<p>、ペルー、メキシ コ</p>
<p>グロキシニア（シ ーマニア）・ギム ノストマ、グロキ</p>	<p>ろはひるがお、ほ んきんせんか、モ リカンディア・ア ルウエンシス、よ うしゆきだちるり そう、リコペルシ コン・ピンペネリ フオリウム、おお ぼこ属植物、オノ ポルドウム属植物 、ぎしぎし属植物 、コロノプス属植 物、せいようひる がお属植物、ぜに あおい属植物、の げし属植物及びひ ゆ属植物の生植物 （種子及び果実を 除く。）であつて 栽培の用に供し得 るもの</p>
<p>〔略〕</p>	

<p>ス、マリ、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ</p>	<p>二十七 〔略〕</p>
<p>ロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ、グロキシニア（シーマニア）・ネマタントデス、グロキシニア（シーマニア）・プルプラスチック、コルムネア・エリトロファエア、トマト、ネマタンツス・ウエツツテイニ及びブルンフェルシア・ウンドウラタの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>ソラヌム・カルデイオフィルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ</p>	<p>六 〔略〕</p>
<p>シニア（シーマニア）・ネマタントデス、グロキシニア（シーマニア）・プルプラスチック、コルムネア・エリトロファエア、ネマタンツス・ウエツツテイニ、ブルンフェルシア・ウンドウラタの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>ソラヌム・カルデイオフィルムの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>

<p>二十九 〔略〕</p>	<p>二十八 インドネシア、イスラエル、イタリア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スロベニア、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ガーナ、チュニジア、セネガル、コートジボワール</p>	<p>トマト及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにとべら、トマト、ひめつるにちちそう、バーベナ属植物及びペチュニア属植物の生植</p>	<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにストレプトソレン・ジェイムソニー、ソラヌム・ラントネッティー、たまさんご、つるはななす、トマト、ケストルム属植物及びブルグマンシア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
--------------------	---	--	---	------------	------------

<p>八 〔略〕</p>	<p>七  インドネシア、イスラエル、イタリア、オーストリア、オランダ、スロベニア、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、チュニジア、セネガル、コートジボワール</p>	<p>とべら、ひめつるにちちそう、バーベナ属植物及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>ストレプトソレン・ジェイムソニー、ソラヌム・ラントネッティー、たまさんご、つるはななす、ケストルム属植物及びブルグマンシア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
------------------	--	---	--	------------	------------

	<p>物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	
<p>三十一 タイ、オランダ、カナダ</p>	<p>とうがらしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにとうがらし及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1   輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2   1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Pepper cha t fruit viroid</i>に侵染されていないことが特記されていること。</p>
<p>三十一 メキシコ</p>	<p>トマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培</p>	<p>1   輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>

地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害	<p>別表三（第三十五条の二、第三十五条の四関係）</p> <p>付表</p> <p>一 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるかどうかの生果実</p> <p>二 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実</p>		培の用に供し得るもの	<p>害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato <i>planta macho viroid</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>
地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害	<p>別表三（第三十五条の二、第三十五条の四関係）</p> <p>〔新設〕</p>			

五 〔略〕	一 〜 四 〔略〕	
アエグロプシス・ チヴァリエリ、ア タラントエア・ミ シオニス、アフ ラ エグレ・ガボネン シス、アフラエグ レ・パニキュラタ 、いちじく、ウエ プリス・ランケオ ラタ、エレモシト ラス・グラウカ、 オオバゲツキツ、 グミミカン、クラ ウセナ・アニスム ーオレンス、クラ ウセナ・インデイ カ、クラウセナ・ エクスキャバタ、 クリメニア・ポリ アンドラ、ゲツキ ツ、サルカケミカ ン、シトロプシス ・ギレテイアナ、 シトロプシス・ス	〔略〕	
〔略〕	〔略〕	植物)

五 〔略〕	一 〜 四 〔略〕	
アエグロプシス・ チヴァリエリ、ア タラントエア・ミ シオニス、アフ ラ エグレ・ガボネン シス、アフラエグ レ・パニキュラタ 、ウエプリス・ラ ンケオラタ、エレ モシトラス・グラ ウカ、オオバゲツ キツ、グミミカン 、クラウセナ・ア ニスムーオレンス 、クラウセナ・イ ンデイカ、クラウ セナ・エクスキャ バタ、クリメニア ・ポリアンドラ、 ゲツキツ、サルカ ケミカン、シトロ プシス・ギレテイ アナ、シトロプシ ス・スクウエイン	〔略〕	
〔略〕	〔略〕	植物)

六 〔略〕	クウエインフルテイ、スウイングレ ア・グルティノ サ、ゾウノリンゴ 、ツゲコウジ、ナ リンギ・クレヌラ タ、バルサモシト ラス・ダウイ、パ ンブルス・ミシオ ニス、ベルノキ、 ミクロシトラス・ アウストララシカ 、ミクロシトラス ・アウストラリス 、ミクロシトラス ・パプアナ、メリ リア・カロキシオ ン、ワンピ、から たち属、きんかん 属及びみかん属の 生植物（種子及び 果実を除く。）
〔略〕	

六 〔略〕	フルテイ、スウイ ングレア・グルテ イノーサ、ゾウノ リンゴ、ツゲコウ ジ、ナリンギ・ク レヌラタ、バルサ モシトラス・ダウ イ、パンブルス・ ミシオニス、ベル ノキ、ミクロシト ラス・アウストラ ラシカ、ミクロシ トラス・アウスト ラリス、ミクロシ トラス・パプアナ 、メリリア・カロ キシオン、ワンピ 、からたち属、き んかん属及びみか ん属の生植物（種 子及び果実を除く 。）
〔略〕	

---

---

シス、アフラエグ  
レ・パニキュラタ  
、いちじく、ウエ  
プリス・ランケオ  
ラタ、エレモシト  
ラス・グラウカ、  
オオバゲツキツ、  
グミミカン、クラ  
ウセナ・アニスム  
ーオレンス、クラ  
ウセナ・インディ  
カ、クラウセナ・  
エクスキャバタ、  
クリメニア・ポリ  
アンドラ、ゲツキ  
ツ、サルカケミカ  
ン、シトロプシス  
・ギレテイアナ、  
シトロプシス・ス  
クウエインフルテ  
イ、スウイングレ  
ア・グルティノー  
サ、ゾウノリンゴ  
、ツゲコウジ、ナ  
リンギ・クレヌラ  
タ、バルサモシト  
ラス・ダウイ、パ  
ンブルス・ミシオ

---

---

---

---

シス、アフラエグ  
レ・パニキュラタ  
、ウエプリス・ラ  
ンケオラタ、エレ  
モシトラス・グラ  
ウカ、オオバゲツ  
キツ、グミミカン  
、クラウセナ・ア  
ニスムーオレンス  
、クラウセナ・イ  
ンディカ、クラウ  
セナ・エクスキャ  
バタ、クリメニア  
・ポリアンドラ、  
ゲツキツ、サルカ  
ケミカン、シトロ  
プシス・ギレテイ  
アナ、シトロプシ  
ス・スクウエイン  
フルテイ、スウイ  
ングレア・グルテ  
イノーサ、ゾウノ  
リンゴ、ツゲコウ  
ジ、ナリンギ・ク  
レヌラタ、バルサ  
モシトラス・ダウ  
イ、パンブルス・  
ミシオニス、ベル

---

---

四 〔略〕	一 ～ 三 〔略〕	地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）	別表六（第三十五条の七関係）	ニス、ベルノキ、ミクロシトラス・アウストララシカ、ミクロシトラス・アウストラリス、ミクロシトラス・パプアナ、メリリア・カロキシオン、ワンプピ、からたち属、きんかん属及びびみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）
						〔略〕

四 〔略〕	一 ～ 三 〔略〕	地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）	別表六（第三十五条の七関係）	ノキ、ミクロシトラス・アウストララシカ、ミクロシトラス・アウストラリス、ミクロシトラス・パプアナ、メリリア・カロキシオン、ワンプピ、からたち属、きんかん属及びびみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）
						〔略〕

五・六 〔略〕	
〔略〕	び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根を除く。）
〔略〕	

五・六 〔略〕	
〔略〕	さつまいもの生塊根を除く。）
〔略〕	